

滋賀県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

(通則)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の9に基づく県交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第106条の4第2項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。

(交付の対象)

第3条 この交付金の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第106条の4第2項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和3年6月15日子発0615第10号、社援発0615第2号、障発0615第1号、老発0615第1号。以下同じ。）の別紙に定める包括的相談支援事業

※「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる市町が行う事業および同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号。以下同じ。）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業は除く。））

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。））

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号。以下同じ。）に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。））

オ 生活困窮者自立支援法第11条第1項に定める事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める福祉事務所未設置町村による相談事業（以下「福祉事務所未設置町村相談事業」という。））

(2) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める地域づくり事業

※「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。））

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」という。））

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町が行う事業および同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町が補助する事業（ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。）とし、地方交付税により措置する基礎的事業は除く。）

エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。））

オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める市町が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（以下「共助の基盤づくり事業」という。）および同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町が補助する事業

（交付額の算定方法）

第 4 条 この交付金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分（以下（1）および（2））ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1 つの区分に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

（1）包括的相談支援事業

次のアからウまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額

（ア）地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次の A の額に B の額を C の額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第 4 欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合および広域連合の構成市町の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合および広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業に要する費用の額

ただし、当該市町の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）から重層的支援体制整備事業を実施する年度（本交付要綱においては令和 3 年度とする。以下「実施年度」という。）までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、

（イ）により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

- B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業および自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算または減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。
- (※) 一部事務組合および広域連合の構成市町の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合および広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業に要する費用の額
- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額
 - B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業および自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額（地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

イ 相談支援事業に要する費用相当額

(ア) 相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
 - B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業および自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算または減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める

交付率を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額
- B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業および自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 相談支援事業所等の開設・廃止等による影響額（相談支援事業所等の開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 利用者支援事業に要する費用相当額

(ア) 利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業および自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算または減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額
- B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業および自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額（利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

(2) 地域づくり事業

次のアからエまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額

(ア) 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合および広域連合の構成市町の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合および広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算または減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合および広域連合の構成市町の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合および広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額

B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額(地域介護予防活動支援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額(ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する)等知事が必要と認めた範囲における額とする。)

イ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額

(ア) 生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少

ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合および広域連合の構成市町の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合および広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

ただし、基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（イ）基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業にかかる拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算、または減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合および広域連合の構成市町の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合および広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 生活支援体制整備事業にかかる拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額

（ア）地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額

(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算または減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。
- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額
- B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域活動支援センターの開設・廃止等による影響額（地域活動支援センターの開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。)

エ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額

- (ア) 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業にかかる拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業にかかる拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算または減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。
- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算または減算して得た額
- B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の

収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業および共助の基盤づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域子育て支援拠点事業にかかる拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業にかかる拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

（一部事務組合または広域連合等の取扱）

第5条 一部事務組合または広域連合等（以下「一部事務組合等」という。以下同じ。）が実施主体となる事業がある場合は、当該市町（一部事務組合等を除く）と一部事務組合等は、前条の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町の分賦金の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。

（交付の条件）

第6条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第1欄に定める「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。なお、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の協議は不要とする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により交付金にかかる消費税および地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または支社、支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、交付金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県

に返還しなければならない。

(8) この交付金と事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 市町は、県から概算払により間接補助金にかかる補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 市町は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (6) までに掲げる条件。

この場合において、市町にあっては(2)、(3)および(5)の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市町長に報告しなければならない。

なお、間接補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) (10) により付した条件に基づき、市町長が承認または指示をする場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入および間接補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第7条 市町長は、別紙様式3による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第8条 市町長は、この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、別紙様式6により交付の決定を行う。この場合において、当該年度内に第8条の規定による変更申請が行われなかったときは、当該交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(変更交付決定)

第10条 知事は、第8条の規定による変更交付申請があったときは、これを審査し、別紙様式7により変更交付決定の通知を行う。この場合において、当該変更交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(交付金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。
2 補助事業者等は、概算払により交付金の交付を受けようとするときは、交付請求書(別紙様式8)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町長は、当該年度の事業が完了したとき、または第6条の(3)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、別紙様式5による報告書を知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(交付金の返還等)

第13条 知事は、第12条の規定による実績報告によって交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。また、交付額(地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る)に不足が生じている場合は、その不足する部分について交付金を交付するものとする。なお、この交付金の額は、包括的相談支援事業、地域づくり事業の額についてそれぞれ確定する。

(按分率の補正)

第14条 第4条の(1)のアからウ、第4条の(2)のアからエまでに規定する率については、当該市町が定める年度(検証対象年度)における包括的相談支援事業および地域づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、知事が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度および補正の取扱い等については別途お示しする。

(上限額の管理)

第15条 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業および生活支援体制整備事業(以下「地域包括支援センターの運営等」という。)に要する費用相当額の算定にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業」、「包括的支援事業(社会保障充実分)」の区分ごとに、別表の第2欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

付 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
包括的相談支援事業	<p>1 地域包括支援センターの運営</p> <p>平成 26 年度の包括的支援事業および任意事業の上限額に当該市町の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。</p> <p>なお、平成 29 年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合または広域連合等においては、構成市町ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア)少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</p> <p>(イ)総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>①地域包括支援センターの運営</p> <p>25,000 千円に当該市町の当該年度における 65 歳以上高齢者数を 4,500 で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合には 12,500 千円とする。</p> <p>②任意事業の実施</p> <p>930 円に当該市町の当該年度における 65 歳以上高齢者数を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施にかかる費用は、以下の(a)または(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p> <p>(b) ①および②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町の 65 歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10 月 1 日時点の住民基本台帳における 65 歳以上高齢者数の当該年度を除く直近 3 か年の平均伸び率</p>	包括的相談支援事業の実施に必要な経費	1 地域包括支援センターの運営 19.25/100

	<p>2 相談支援事業 知事が必要と認めた額</p> <p>3 利用者支援事業 (1) 運営費 ア 基本型 (ア) 基本分 1か所あたり年額 7,604,000円 (イ) 加算分 ①夜間加算 1か所あたり年額 1,406,000円 ②休日加算 1か所あたり年額 757,000円 ③出張相談支援加算 1か所あたり年額 1,082,000円 ④機能強化のための取組加算 1か所あたり年額 1,875,000円 ⑤多言語対応加算 1か所あたり年額 805,000円 ⑥特別支援対応加算 1か所あたり年額 750,000円 ⑦多機能型加算 1か所あたり年額 3,194,000円</p> <p>イ 特定型 (ア) 基本分 1か所あたり年額 3,075,000円 (イ) 加算分 ①夜間加算 1か所あたり年額 1,406,000円 ②休日加算 1か所あたり年額 757,000円 ③出張相談支援加算 1か所あたり年額 1,082,000円 ④機能強化のための取組加算 1か所あたり年額 1,875,000円 ⑤多言語対応加算 1か所あたり年額 805,000円 ⑥特別支援対応加算 1か所あたり年額 750,000円</p> <p>ウ 母子保健型 (ア) 基本分 ①保健師等専門職員および困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所あたり 14,209,000円 ②保健師等専門職員および困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所あたり 6,965,000円 ③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所あたり 11,742,000円 ④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応す</p>		<p>2 相談支援事業 25/100</p> <p>3 利用者支援事業 1/6</p>
--	--	--	---

	<p>る職員を専任により配置する場合 1 か所あたり 9,432,000 円</p> <p>⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1 か所あたり 9,274,000 円</p> <p>⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1 か所あたり 4,497,000 円</p> <p>※ 平成 27 年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町は、①、②の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等専門職員を 2 名配置する場合 1 市町あたり 14,988,000 円 ・保健師等専門職員を 3 名以上配置する場合 1 市町あたり 21,382,000 円 <p>※ 従来より市町保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①多言語対応加算 1 か所あたり年額 805,000 円</p> <p>②特別支援対応加算 1 か所あたり年額 750,000 円</p> <p>(2) 開設準備経費 (改修費等)</p> <p>ア 基本型および特定型 1 か所あたり 4,000,000 円</p> <p>イ 母子保健型 1 か所あたり 4,000,000 円</p> <p>※ ア・イとも令和 3 年度に支払われたものに限る。</p>		
--	---	--	--

<p>地域づくり事業</p>	<p>1 地域介護予防活動支援事業</p> <p>一 次号に掲げる市町以外の市町 次のイまたはロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成 26 年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援にかかるものに限る。）および平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から令和 3 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２）令和 3 年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成 26 年度の予防給付費額および平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から令和 3 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２）令和 3 年度の予防給付費額</p> <p>二 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第 37 条 13 第 8 項第 8 号に規定される特定事情市町と認められた市町 前号に定める額と、次のイまたはロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成 29 年度の総合事業費額および介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 6 号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成 30 年度から令和 3 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成 29 年度の総合事業費額および予防給付費額の合算額に平成 30 年度から令和 3 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>※1 75 歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 10 により算定される率</p> <p>※2 平成 28 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成 27 年度の予防給付費額および平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から令和 3 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成 27 年度の予防給付費額および平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から令和 3 年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p>	<p>地域づくり事業の実施に必要な経費</p>	<p>1 地域介護予防活動支援事業 12.5/100</p>
----------------	---	-------------------------	------------------------------------

	<p>※3 平成29年度より総合事業を開始する場合は、一イ(1)について、平成28年度の予防給付費額および平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ(1)について、平成28年度の予防給付費額および平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。なお、市町における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p> <p>2 生活支援体制整備事業 以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置および地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>①在宅医療・介護連携推進事業 ・(a)および(b)の合計額 (a)1,058千円 (b)3,761千円×地域包括支援センター数(注)</p> <p>②生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置および協議体の設置 ・第1層（市町圏域）8,000千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合または広域連合等の場合は、当該額に構成市町の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000千円×日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置8,000千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合または広域連合等の場合は、当該額に構成市町の数を乗じることとする。</p> <p>③認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業10,266千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の</p>		<p>2 生活支援体制整備事業 19.25/100</p>
--	--	--	------------------------------------

	<p>数、一部事務組合または広域連合等の場合は、当該額に構成市町の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 <p>※ ただし、一部事務組合または広域連合等の場合は、当該額に構成市町の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合または広域連合等の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>④ 地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,272 千円× 地域包括支援センター数(注) <p>(注) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。</p> <p>3 地域活動支援センター機能強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>4 地域子育て支援拠点事業 (1) 運営費 (1 か所あたり年額) ア 一般型 (利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施していない場合) (ア) 基本分</p> <p>① 3～4 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計 3 名以上配置する場合 7,211,000 円 ・職員を合計 2 名配置する場合 5,711,000 円 <p>② 5 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 9,915,000 円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,661,000 円 <p>③ 6～7 日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 10,490,000 円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,611,000 円 <p>※ ②および③について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1 (5) ③センター型 (経過措置 (小規模型指定施設) の場合を除く) として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p>		<p>3 地域活動支援センター機能強化事業 25/100</p> <p>4 地域子育て支援拠点事業 1/3</p>
--	--	--	---

<p>(イ) 加算分</p> <p>①子育て支援活動の展開を図る取組</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 1,553,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">5日型 3,306,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">6～7日型 2,931,000円</p> <p>②特別支援対応加算 1,061,000円</p> <p>③研修代替職員配置加算 1人あたり年額 22,000円</p> <p>④育児参加促進講習休日実施加算 400,000円</p> <p>イ 一般型（利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施している場合）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>①3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 5,694,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,194,000円 <p>②5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,398,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,144,000円 <p>③6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,973,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,094,000円 <p>※ ②および③について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①子育て支援活動の展開を図る取組</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 1,553,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">5日型 3,306,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">6～7日型 2,931,000円</p> <p>②特別支援対応加算 1,061,000円</p> <p>③研修代替職員配置加算 1人あたり年額 22,000円</p> <p>④育児参加促進講習休日実施加算 400,000円</p> <p>ウ 出張ひろば 1,546,000円</p> <p>エ 小規模型指定施設</p> <p>(ア) 基本分 3,043,000円</p> <p>(イ) 加算分 1,522,000円</p> <p>オ 連携型</p> <p>(ア) 基本分</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 1,981,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">5～7日型 3,006,000円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>①地域の子育て力を高める取組 485,000円</p> <p>②特別支援対応加算 1,061,000円</p>		
---	--	--

	<p>③研修代替職員配置加算 1人あたり年額 22,000円</p> <p>④育児参加促進講習休日実施加算 400,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>(2) 開設準備経費（1か所あたり年額）</p> <p>ア 改修費等 1か所あたり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金および賃借料（開設前月分） 1か所あたり 600,000円</p> <p>※ ア・イとも令和3年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ なお、1から4までの基準額について、上記により難しい場合には、別途、厚生労働大臣が認めた額を基準額とする。</p>		
--	--	--	--